

# 火災通報装置についてご注意を！！



通報の信頼性を確保するため、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、下記の事項について従業員等に周知をお願いします。

- ① 真火災の際は、可能な範囲内で関係者が直ちに火災通報装置の火災通報ボタンを押して下さい。
- ② 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報して下さい。
- ③ 作動後、可能な範囲内で佐世保市消防局指令課の呼び出しに適正に対応して下さい。
- ④ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟させておいて下さい。
- ⑤ 自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施して下さい。
- ⑥ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報対策を行って下さい。
- ⑦ 火災通報装置に接続された電話回線を変更する場合は、正しく119番通報が行えない等、火災通報装置の機能の一部が確保できなくなるおそれがあることから、必ず事前に管轄の消防署へ連絡して下さい。

